

登録番号 6887 「第 7 次韓日会談：請求権関係会議報告および訓令、

1965 全 3 巻中 v.3 未解決問題討議および条文化作業

(v.1, v.2 は 2005 年 1 月 17 日に公開済)」から

1. ニューオータニおよびヒルトンホテル会談(協定条文化作業促進および未解決問題点の討議条文化作業、6.11-21) (省略) 4 ~ 237 頁
2. 請求権及び経済協力委員会、法的問題小委員会、6.2-22 238 ~ 328 頁
3. 1965.6.22 署名以後の 2000 万ドルの借款契約、6.25-28 (省略) 329 ~ 343 頁

238 頁 2. 請求権及び経済協力委員会、法的問題小委員会、6.2-22  
- 請求権第 2 条および合意議事録解決問題

239 頁 着信暗号電報 番号:JAW-05563 日時:31 日 16:44

受信人：外務長官 発信人：首席代表(参照 経済企画院長官)

1. 今日 5 月 31 日 11:30-12:30 まで日本外務省会議室で開催された請求権及び経済協力委員会第 7 次会议で、日本側は次のような 7 個の協定文案を提示した。
  - 1) 財産および請求権に関する問題の解決および経済協力に関する大韓民国と日本国間の協定
  - 2) 大韓民国と日本国間の無償経済協力の実施に関する協定
  - 3) 大韓民国と日本国間の無償経済協力の実施に関する協定の実施細目に関する交換公文
  - 4) 財産および請求権に関する問題の解決および経済協力に関する大韓民国と日本国間の協定第 1 条 1 項(A)および 2 項の規定の実施に関する交換公文
  - 5) 財産および請求権に関する問題の解決および経済協力に関する大韓民国と日本国間の協定第 1 条 1 項(B)および 2 項の規定の実施に関する交換公文
  - 6) 韓日経済協力合同委員会に関する交換公文
  - 7) 財産および請求権に関する問題の解決および経済協力に関する大韓民国と日本国間の協定第 2 条に関する交換公文
2. 上記 7 個の協定文案に対して、日本側から簡単な提案説明があった。
3. 6.1. 午前 10:30 には導入手続きに関して会議を、午後 2:30 に法的問題に関する会議を開催する予定である。  
(以下暗号)
4. 請求権協定の基本協定に該当する 1)合意の協定文案は別添の通りで、この内第 2 条法的

問題に関して、政府の POSITION を指示して下さるよう願います。

5. 今日の会議の内容は、会議録で報告の予定です。

241 頁 JAW-05563 の別添)

財産および請求権に関する問題の解決および経済協力に関する大韓民国と日本国間の協定  
前文

両国間の諸懸案が解決され、外交関係が設定されることを考慮、日本が韓国の経済および社会の発展に寄与するために協力することを希望、両国および両国国民間の財産および請求権に関する問題を完全に、そして最終的に解決することを希望し、次のように協定する。

1. 韓国の経済および社会の発展に寄与するための経済協力として
  - (A) 3 億ドルと同等な価値を持つ日本国の生産物及び日本人の用役を、効力発生日から 10 年間にかけて無償提供する。  
各年度提供金額は 3 億ドル(円)を限度として、この提供金額は次年の供与額に加算するものとする。日本国の財政事情が許諾する場合、両政府合意によって増額することができる。
  - (B) 2 億ドルの長期低利の貸付けを、協定発生日から 10 年の期間にかけて行う。日本国は海外協力基金が貸付けをするために必要とする資金を確保できるように措置を取る。
2. (A) 精算計上残高 45,729,398.08 ドルを 10 年間均等返済(無利子)
  - (B) 韓国政府の要請がある時には、無償 3 億から減額する。
3. 両政府間の協議機関として、韓日経済協力合同委員会を設置する。
4. 本条の実施のために必要な約を締結する。

242 頁 第 2 条

1. どの一方の締約国も自国およびその国民(法人含む)の財産、権利および利益として、この協定の署名日に他方締約国の管轄下にあるものに関して、他方締約国が既に取ったり、または今後することになる措置の効力を承認し、また同日以前に発生した事由に起して、他方締約国およびその国民に対する自国、およびその国民の一切の請求権を放棄する。
2. 1.の規定は次の事項に関しては適用されない。但し、この協定の署名日まで各締約国が取った、特別な措置の対象になったものに関しては、この限りではない。
  - (A) 一方締約国の国民として 1945 年 9 月 2 日以前からこの協定署名日まで、他方締約国に居住する者の財産権利および利益
  - (B) 両国および両国国民間の貿易再開後における通常の接触の結果として、1 の財産権利および利益に該当することになったもの。

第 3 条

この協定およびこの協定に基づいて締結される約の解釈、および適用に関して発生す

ることになる一切の紛争に関しては、まず交渉によって解決することにし、一方締約国による交渉の要請を受けた日から、6 ヶ月以内に解決に至らなかった場合には、これは一方の締約国の要項によって国際司法裁判所に決定のために付託されるものとする。

#### 第 4 条

批准事項。 終

243 頁 発信電報 受信人：韓日会談首席代表

対：JAW-05563

1. 日本側が提示した基本協定案第 2 条に関しては、わが側の従来立場を維持なさるようお願い。同条に関しては、日本側の詳細な説明を要求なさって、日本側の説明を検討し、代表団の意見を添付、報告なさるようお願い。
2. 日本側案に対して、本部としては下のような疑問点を持っているが、これを含んで質問をなさるようお願い。
  - (1) 韓国の対日請求権は元来終戦後、両国が分離されたことによって発生したもので、1945 年の終戦日を標準にして、それ以前に権利が発生したものとなっている。これに対して日本側案によると協定署名日を標準にして、両国の相手国家および国民に対するすべての請求が消滅することになっている。4.3.合意によると「関係協定の成立時」となっているが、わが側としては韓国の対日請求権として消滅するのは終戦によって、その日を基礎に権利が発生したり、それ以前に権利が発生したもので、終戦のせいで権利行使が中断された、各種の請求権を予想しているのは、この問題に関する交渉経緯から見ても明らかである。
  - (2) 請求権解決と平和条約第 4 条は深い関連を持っているが、これに関する言及を全然しようにしない意図。
  - (3) 同条 1.で言及されている、既に取りられたり今後取る措置に関して、日本政府の措置の具体的な内容。
  - (4) 協定発効によって在日韓国人に affect(悪影響が及ぶ)される範囲。
- 3.無償実施協定第 3 条 4 項に関する具体的な説明を要求なさるよう願います。

長官

籍口測り次第:

第1条1. この協定の締結に於て この協定の署名の  
日に 存在する内籍約口及び内籍約口以外の  
国籍並びに内籍約口及び内籍約口市民の間の  
請求権に関する問題は、千九百五十一年九月八日  
サンフランシスコ市で署名された日本との平和  
条約第十四条に規定されたものも含め、実態が  
最終的に解決されたことによる。

1925

2. 1の規定は次のものに對し署名を要せず  
ものではない。

(a) 一方の内籍約口の国民で、千九百四十五  
年八月十五日以前から この協定の署名の日  
まで引き続き他の締約口に居住  
するものの 国籍並びに請求権は、  
この協定の署名の日までにこれこれ

245  
\*1

の締結口が新たな特別の措置の  
対象となつたものについては、この限りでない。）

(2) 両締結口及び両締結口口民の對  
應並びに両締結口及び両締結口口民  
の間の債権債務関係は、千九百  
四十五年八月十五日以後の通商の  
接觸から生じた関係に基づきもの。

1226

2082

246

392

一借

第二条

1 いずれの一方の締約国も、自国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものについて他方の締約国がすでに執り又は今後執ることのあるすべての措置の効力を承認し、また、同日以前に生じた事由に基づく他方の締約国及びその国民に対する自国及びその国民のすべての請求権を放棄する。

2 1の規定は、次のものには適用しない。ただし、この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものについては、この限りでない。

(a) 一方の締約国の国民で、千九百四十五年九月二日以前からこの協定の署名の日まで引き続き他方の締約国に居住するものの財産、権利及び利益

(b) 両国及び両国国民間の貿易の再開後における通常の接触の結果として1の財産、権利及び利益に該当することになつたもの

1227

2083

247  
373

0.167  
18

**極秘**

ノ  
財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する  
日本国と大韓民国との間の協定第二条に関する交換公文(案)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本 は、本日署名された財産及  
び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓  
民国との間の協定第二条に関し、両国政府間の次の了解を確認する  
光榮を有します。

1 前記の協定第二条の規定により、日韓会談において韓国側から  
千九百五十二年二月二十日に提出された「韓国の対日請求要綱」  
(その後の修正及び補足を含む。)の範囲に属するすべての財産、

(四〇・五・三一)

1228

2084

218  
394

権利及び利益並びに請求権に關しては、いかなる主張もなされえないこととなる。

2 同協定第二條の規定により、同協定の署名の日までに大韓民國による日本漁船の捕から生じた日本國の大韓民國に対するすべての請求権に關しては、いかなる主張もなされえないこととなる。

本 は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年 月 日

1229

2085

249



(韓国側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本 は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本 は、さらに、前記の了解を大韓民国政府に代わつて確認する光栄を有します。

本 は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年 月 日

1230

2086

250

〔基本公報〕

合意談事録

一九六五年四月三日に東京で

本日キエシアルされた日韓間の請求権問題解決及び経済協力に關する合意事項（以下「合意事項」という。）の交渉に於いて以下の解決が確立された。

6. 合意事項上において完全かつ最終的に解決されたこととなる韓  
韓兩國及び南國民の財産並びに兩國及び南國民の間の請求権に關  
する問題には、日韓会談に於いて韓國側から提出された「韓國の  
対日請求要領」(いわゆる八項目)の範圍に屬するすべての請求

1231

2087

251  
290

まはねる

1232

が含まれており、したがって、關係協定の強効性上も、同対日請求要綱に關しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認される。

7. 命軍事項上において完全かつ最終的に解決されたこととなる際、<sup>（可回タリシタ国民）</sup> 邦の財産<sup>（権利タリ利益を以テ可回タリシタ国民、附々、二、邦之、事、タリ、日）</sup> 戻す<sup>（金捕）</sup> 請求權に關する問題には、<sup>（金捕）</sup> 現存までに大韓民國による日本漁船の拿捕から生じたすべての請求權が含まれており、<sup>（金捕）</sup> 韓協定の強効性上も、それらのすべての請求權は、もはや大韓民國政府に対して主張しえないこととすることが確認される。

まはねるなり  
シタタねなり

2088

252  
88

253 頁 着信暗号電報 番号:JAW-06052 日時:2 日 19:27

受信人：長官 発信人：首席代表

「請求権及び経済協力委員会、法的問題小委員会 会議報告」(第 1 次)から「2. 請求権及び経済協力委員会、法的問題小委員会、6.2-22、請求権第 2 条及び合意議事録解決問題」

今日(2 日、水)14:30-17:30 まで外務省で開催された法的問題小委員会会議報告(第 1 次)(なぜか法的問題となっているが、このファイル自体の題名が請求権及び経済協力委員会、法的問題小委員会であり、討議された内容と出席者の名前から上の日本側の日韓会談日誌( )の会議と同一と思われる。)

1.出席者：(韓国側)全祥振局長、金正泰 1 等書記官、崔光洙東北アジア課長、呉在熙政務課長

(日本側)佐藤審議官、松永条約課長、大蔵省外債課長他 4 名

2.会議内容：

日本側松永条約課長から、日本側の「協定案表題」、「財産および請求権に関する問題の解決及び経済協力に関する日本国と大韓民国との協定」案の前文、同案第 2 条、及び「財産および請求権に関する問題の解決及び経済協力に関する日本国と大韓民国との協定」第 2 条に関する交換公文案に対する説明があった。

その後わが側は同協定案前文および第 2 条に対して質問をした。

イ、第 2 条 1 項の「他方の締約国が既に取った措置または取れるすべての措置」の具体的な対象と内容が何なのか。

ロ、第 2 条 2 項の「締約国が取った特別な措置の対象」の具体的な対象と内容が何なのか。

ハ、その他、語句に関して日本側の説明を要求した。

4(3 がないママ). 明日 6.3.(木)も続けて会議を持ち、日本案に対する質問を続ける予定である。

255 頁 着信暗号電報 番号:JAW-06082 日時:3 日 18:31

受信人：外務長官 発信人：首席代表

「請求権及び経済協力委員会、法的問題小委員会 会議報告」(第 2 次)

今日 3 日 14:30-16:30 まで外務省で開催された法的問題小委員会会議を報告します。

1.出席者：韓国 - 全祥振局長、金正泰、崔光洙

日本 - 佐藤審議官、松永条約課長、外債課長他 4 名

2.会議内容：

今日の会議でも昨日の会議に続き、日本側協定案第 2 条に対して、継続して質問を行い、それに対する日本側の答弁があった。日本側の答弁を通して日本側の意図が明確になった点は、大略次の通り。

イ、日本側協定案第 2 条 1 項に表現されているのは、われわれの立場から見る時は協定

署名日当時に韓国または韓国民のすべての財産に対して、日本が既に取ったり、今後取るすべての措置の効力を承認するものである。したがってわれわれが対日請求権外に実質的に在日韓人の財産を含んで、すべての韓国または韓国民の財産の措置の対象になっているものだ。一方、日本の財産はわが側の立場から見るとわが国に現存するものがないので、2条1項の規定は日本側の立場だけのための規定である。

口、第2条2項に(A)(B)の例外規定を置いているが、これに関しても日本側協定案にある「特別措置」というのが、戦後処理として日本が既に取った措置、例えば在外商社令、閉鎖機関令等の取引統制に関する措置等がこれに含まれており、また例になるものなので事実上、第2項(A)で規定している在日韓人であっても実際的には現在、現実的に所有している財産権利以外に、日本側協定案第1項で規定された措置に対する例外的恩恵を受けられないという点が確実になった。

八、その他日本側協定案の内、語句として問題になっている点も日本側が意図していることが明確になった。

3.わが側はこのような日本側協定案のような取扱い方法は、請求権問題本来の問題点から、ひどく離脱するという点を指摘し、明日4日午後の会議で日本側案に対するわが側の一般的な立場を説明することにして閉会した。

257 頁 着信暗号 電報番号:JAW-06119 日時:5日 11:09

受信人：外務部長官 発信人：首席代表

参照：経済企画院長官、財務部長官

請求権及び経済協力に関する日本側提案の次の事項に対して請訓するので、早急に回報していただけるように願います。

1.無償3億ドルの実施協定(7条3項)

「日本国の国民および法人は、生産物または役務供与に関連して発生した所得に関し、大韓民国においての関税が免税される。」および

2.有償2億ドルの実施のための交換公文(3)

「海外協力基金は貸付およびこれから生じる利子に対して、またはこれと関連して課せられる大韓民国の租税その他の課徴金は免税される」と規定した場合の国内税法上の具体的免税内容と同規定の受諾余否。

258 頁 発信電報 至急 受信人：駐日大使 通商局から打電と手書きであり  
対:JAW-6119

対号電文で請訓した課税問題に関してわが国の基本方針は、課税によるコスト上昇を招来する場合に対する免税と、最小限第3国人(米国人用役)に比べて不利に待遇しないことを考慮しているが、これには次の事項に問題点があるので、日本側に対して十分に説明し、結果を報告なさるよう願う。

## 1. 3億ドルの実施(協定7条3項)

イ、日本国の国民および法人が、生産物または用役提供と関連して、韓国内で発生できる所得源は

- (1)日本人の技術用役提供において、プラント導入に伴う日本人技術者の韓国内就業
- (2) プラント導入に伴う建設工事
- (3)購買契約地がソウルになる場合、供給者(入札者)の商行為等と予測されるが、以外に発生できる他の場合が何なのか。「提供と関連して」という字句に対する日本側意図

ロ、以上3つの場合に対しては、現国内税法上(所得税法、営業税法、法人税法)課税の対象になっている。

ハ、上記(1)、(2)項においては米国人に対する場合、韓米技術援助協定によったり、または外資導入促進法の適用を受ける場合において、一定期間免税している。

ニ、日本人の海外事業において現地国法によって納税した場合には、日本政府が全額または一定額を限度に減免税恩恵を受けているという。

ホ、用役提供者がわが国内で「外国機関」と解釈される場合、6ヵ月以上の居住者に対してはわが国人のように課税対象になる。即ち、支払い地が日本の場合、課税地できない。

## 2.2億ドルの実施(交換公文3)

海外協力基金は収益を目的としない公的法人なので、利子所得に対しては課税しない(であるが(AIDの場合と同じ)、交換公文に「・・・またはこれと関連して課されるかは」が上記「イ」項の場合を意味するのか、またはその他違う場合があるのか。

2億ドルの実施において、日本側草案協定第1条1(b)の規定の実施に関する交換公文2条(特に(b)項)に規定されたものを本協定で規定し、1条の借款契約は事業別借款契約の代わりに事業計画合意書(PROJECT AGREEMENT)とすることを考慮しているが、これと関連して日本側が構想する基本借款契約の規定事項が何なのか、基金の支払い条件等諸規定事項の実際を把握した後、請訓に対して決定しようと思うので、基金が他国に供与した基本借款契約書写本または事業計画合意書写本を求めて送付なさるよう願う。

261頁 「請求権解決」に関する日本側協定案に関する検討

1965.6.7.

### 1. 「請求権解決」に関する韓国側の基本立場

請求権及び経済協力に関する協定で、「請求権解決」に関して解決の対象となっているいわゆる請求権というのは原則的に韓国の対日請求権であり、付随的にいわゆる日本の対韓請求権は既に消滅したものだが、両国間の関係からこれを確認するという意味から規定を置くことを考慮できるものである。

韓国の対日請求権というのは今までの交渉経緯から見てもはっきりしているように、

終戦後両国が分離されたことによって発生したもので、終戦自体で権利が発生したり、終戦以前に権利が発生しているもので、終戦によって権利行使が中断された、各種の請求権を言うものである。したがって解決の対象になる韓国の対日請求権は、どこまでも終戦の日を基礎にしてそれ以前のものになり、その後のものは対象の外になるものである。

李・椎名合意事項によれば、「関係協定時に存在する両国、および両国民間の財産および請求権問題が解決した」ものとなっているが、今まで韓日会談請求権委員会で扱ってきた請求権、即ち韓国の対日請求権が解決したことを意味するものである。

## 2. 日本側案の疑問点と韓国側の立場

今提示された日本側案は、その提案意図と理由がどこにあるのか、もっと研究が必要だが、今までの説明から推断するところによっても、上記わが側の立場と比較して幾つか根本的な疑問があると考えられる。

- (1) 上でも指摘したように日本側は、韓国側と請求権及び経済協力に関する協定で扱われる解決対象の請求権の内容に関して根本的に理解を異にしている。

韓国の対日請求権の場合、解決の対象になるのはどこまでも終戦以前のもので、したがって終戦日を標準にして、その後のものは元来から対象にならないし、なることもできないものだ。日本側案の通りにするなら終戦後発生した韓国および韓国民の対日本また日本人の請求権および在日財産は全部消滅させることになる結果となる。これに対する例外規定があるが、例外に含まれないもの、例えば戦後に発生した韓国人の対日本人債権(戦後入国者で通常の貿易取引によらないもの)のようなものが消滅の対象になるものである。もしも戦後の各種請求権が例外規定として救済されるとしても、協定の署名日を標準にして解決対象の請求権の範囲を定める方式には賛同できない。

日本側が解決対象の請求権を協定の署名日を標準に定めるとしたら、これは従来のこれに関する交渉ラインから逸脱するものなので、韓国側としては解決対象の請求権が、終戦日以前のものであることを明確にする規定を備えるようにする方策を考慮せざるを得ない。(このようなわが側の主張に日本側が下のような疑問を提起する可能性がある。)

### イ、4.3 合意で既に「協定成立時」というのが合意されたではないか?

韓国側は対象請求権を、上述したように理解する。4.3 合意時の合意議事録 1. は解決対象請求権の内容を規定しているが、「韓国側が提出したいいわゆる八項目請求要綱内のものが含まれる」とするのは、終戦以前の対日請求権と同八項目から抜けているかも知れない、終戦前請求権を予想してそのように規定したものだ。

また 4.3 合意事項第 5 項の但し書きは当然なことを規定したものである。

### ロ、同合意議事録 2.には終戦後発生した日本の拿捕漁船に対する請求権も、消滅対象に含まれるものとなっているではないか?

合意議事録 1.の規定と 2.の規定は性格上異なる。1.の規定は当然なことを述べた注意規定のような性格を持つ反面、2.の規定は創設的な効果を持つ性格の規定だと言えよう。したがって「主張できない」という表現においても、1.では「主張できないものになるもの」としたのに対して、2.では「主張できないものにするもの」となっている。

元来拿捕漁船問題が請求権委員会で取り扱われたことがないのは、過去の交渉経緯から見ても明白だ。

- (2) 韓国の対日請求権と日本のいわゆる対韓請求権は、equal footing に置くことはできない。韓国の対日請求権は関係協定の規定によって初めてなくなるものであり、日本のいわゆる対韓請求権の消滅を関係協定に規定するならば、それは既になくなったものを両国間で確認する意義しかない。4.3 合意でも「サンフランシスコ平和条約第 4 条に規定されたものを含み」解決することにしたが、そのような意味で規定したものであり、4.3 合意を具体化させるなら平和条約第 4 条によって解決した請求権が何なのかということ、何よりも規定する必要があるだろう。
- (3) 日本側案によると、他方の締約国の既往の措置は勿論、将来の措置まですべての措置を承認することになっているが、自国および自国民の財産および請求権に関するすべての措置を、相對方国家に白紙に委任するのは危険なことだ。それよりも韓国の対日請求権に対して、日本が既に取った措置とは何なのか知りたい。なぜならば韓国の対日請求権は協定の規定によって初めて措置されるものなので、それ以前における日本の独自の措置とは、合法的なものと考えられないからだ。

また日本のいわゆる対韓請求権(日本のいわゆる対韓請求権という時にも、これまた終戦後のものは除外される)に関しては既に取られた措置で充分だし、将来のある措置がほとんど予想できないので、措置の内容が明らかな反面、韓国の対日請求権の措置の内容が問題になるが(もしも措置というものを受諾するとしても)、今後の措置に関する日本側の十分な説明が先立たなければならないだろう。
- (4) 他方の締約国の「管轄下」という表現は、絶対に受諾できない。今までくり返して来たように、韓国側は協定の対象領域が韓半島の全域にわたるものだという立場である。
- (5) 日本案によれば、協定の名称やその他題目において請求権「問題」の解決とする反面、具体的には請求権自体の解決に主眼目を置いているが、そのように見るならば協定の名称やその他題目においても、「請求権問題」の解決よりは「請求権の解決」と表現するのがもっと適合するだろう。



次の 271 頁の上には、手書きで「6月11日夜佐藤審議官から受け取った」とある。

② 6月11日 午後  
佐藤審議官 宛

極秘

一九六五・六・一一

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する  
日本国と大韓民国との間の協定第二條に関する韓国語（一九  
六五・六・一〇號）について

第一項に關し、

1 韓国側提議は、次のとおり条約文としての法律前明確性を欠  
いている。（合意事項作成の際、それが条約文化の露の表現を拘  
束するものでないことは双方の間に明確な了解が存在した。）

③ 「財産並びに、請求権に関する問題」は、法律的  
表現としては、その範圍がまったく不明確である。（合意事  
項にかつては交渉の経緯を前提としてその内容について双方

1218

2074

271



の一致した了解があり得たが設立した衆議院としては、その  
よりな了解を明確に宣明しないままに衆議院を文化することはでき  
ない。

「完全かつ最終的に解決されたこととなる」という規定で  
は、法律的に財産及び請求権その他のものについていかなる処置  
が行なわれたのかわからない。

「署名の日に存在する」とすると第三項にあるもののように  
両国の管轄の下にないものについてまでこれを適用するといふ  
ことになりかねないが、この規定の趣意から、それは適用で  
ない。

「平和条約第四條に規定されたものを合せて」がこの規定で

2075

1219

2172  
7

最終的に解決されたというところの反対解釈として第四条の關係  
の日本側權利はすべてそれまで有効であつたというところである。

。「時限」とあるのはヴェルサイユ條約(第二九七条)以來附  
屬、權利及び利益という言い方が國際的に從統的に用いられて  
いる表現であるので、そのよりを言い方に統一した方がよいと  
思われる。

1220

1276

273

86

第二項に関し、

エ 第二項のよきを規定の仕方をするに、次のとおり韓国領請求八項目に含まれているものまでも適用除外になる結果となるので正確でない。

ロ 第二項(イ)のただし書は第二項全体のただし書としなければ請求八項目に含まれるものであつて八月十五日以後発生したるものまで適用除外となる。

ハ 第二項(イ)において一九四五年八月十五日の日付を採用しているが、こうすると請求八項目のうちかまぎの部分(九と九は軍令三五号に関連する韓国領請求)が適用除外となる。

ニ 第二項(イ)で「復讐債務」とあるが、このように書くとき署名の

1221

2977

2774

百現在では請求権でしかないものは入らなくなる。

第二項の目的は在日韓国人の待遇に関する協定との関係も  
あるのでそれとの関連にかいて決定すべきものであると考へる  
交換公文に關し、

イニシアチブを取った合意協定等の内容は協定の解釈を明確にするた  
め交換公文の形式で適用する必要がある。

1222

2078

275  
388

276 頁 着信電報 至急(部外秘) 番号:JAW-06272 日時:13 日 13:19

受信人 : 長官 発信人 : 首席代表

「請求権法的问题 会議報告」

1965.6.12 開催された請求権法的问题小委員会会議内容を、下のように報告します。

1. 会議日時 : 1965.6.12 午後 3 時-6 時
2. 会議場所 : オータニホテル
3. 出席者 :

韓国側 : 全祥振通商局長、金正泰副理事官、崔光洙東北アジア課長  
呉在熙駐日代表政務課長、金鳳恩理事他 1 名

日本側 : 佐藤審議官、松永条約課長、和泉外債課長、外務省、法務省実務者 6 名

4. 討議内容 :

6 月 11 日請求権および経済協力委員会で、わが側が提示した「大韓民国と日本国との請求権問題解決および経済協力に関する協定(案)」第 2 条 1.2 項に対して、日本側から質問があつて答弁をしたし、両側案を対照しながら長時間討議を続けたが、日本側は 6.14.わが側案に対する回答をすることで合意した。

第 2 条(わが側案)

1. この協定の締約によって、この協定署名日に存在する両締約国および両締約国国民の財産と両締約国および両締約国国民間の請求権に関する問題は、1951 年 9 月 8 日サンフランシスコで署名された日本国との平和条約第 4 条に規定されたものを含み、完全にそして最終的に解決されたこととする。
2. 1.の規定は次のことには影響を与えないものとする。
  - (A) 一方の締約国の国民として、1945 年 8 月 15 日以前からこの協定の署名日まで継続して他方の締約国に居住する者の財産と請求権(ただこの協定署名日までに、それぞれの締約国が取った措置の対象になったことに対しては除外される)
  - (B) 両締約国および両締約国国民の財産権と両締約国および両締約国国民間の債権債務関係で、1945 年 8 月 15 日以後においての通常の接触から発生した関係に根拠したもの。

極秘

(7)

第二条(案)

(四〇・六・一四)

1223

次に掲げるものを除くほか、一方の締約国及びその国民の財産、  
権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の  
下にあるものについては、当該他方の締約国は、いかなる措置をも  
執る権利を有し、また、いずれの一方の締約国も、同日以前に生じ  
た事由に基づく他方の締約国及びその国民に対する自国及びその国  
民のすべての請求権を放棄する。

(a) 一方の締約国の国民で、千九百四十五年九月二日以前からこの  
協定の署名の日まで引き続き他方の締約国に居住するものの財産、  
権利及び利益(ただし、この協定の署名の日までにそれぞれの締

2079

2714  
7/5



約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。)

(b) 一方の締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び

利益であつて、両国及び両国国民間の千九百四十七年八月十五日

以後における通常の接触の結果として他方の締約国の管轄の下に

あることになつたもの(ただし、この協定の署名の日までに

それ以外の締約国が執つた特別の措置の対象となつた

ものを除く。)

1224

2080

219  
590

280 頁 着信暗号電報 番号:JAW-06311 日時:15 日 13:02

受信人：長官 発信人：首席代表

連：JAW-06272

1. 請求権問題の内、法的な請求権の解決問題に関連した第 2 条を討議するために、再び 14 日 20 時 30 分から 23 時 45 分までわが側全通商局長、日本側佐藤審議官以下関係実務者たちが出席して会談したのですが、両側の意見が対立したまま結論を見られず散会しました。
2. 日本側は 6.11. に提示したわが側案(第 2 条)を色々な角度から検討した結果、同案が 4.3. 合意事項と同じ表現を条文化したものだ、これは 4.3. 合意事項がただ問題の要綱だけを記述した政治的文書なので、そのまま条文化できないものだから、日本側としてはこれを受け入れられないとして、別途報告のような日本側案を提示した。
3. 新しく提示された日本側案は、事実上日本側の第 1 次案と差異がなく、日本側案に対する真意をより掘って見た結果、日本側としては例えば在日韓国および韓国人の財産全般に対して、一旦差し押さえのような処分を行い、一つ一つ問題がないものを解除して行くような方法も考慮しているようなので、わが側としては如何なる場合にも、日本側案のような方式としては受け入れられないことをいちいち例を挙げて説明し、日本側の再考を促すと同時に、わが側案に沿って問題を解決するよう強力に促した。
4. しかし日本側はこれ以上討議に応じないという態度を見せるので、わが側は討議をその場で続けるのか、または 15 日の早くに討議を再開することを提議したところ、日本側は内部の意見を調整して、15 日午後にも討議を再開できるという態度を見せ、一旦散会した。
5. 討議を再開されればわが側案に従って条文化されるよう強力に推進するつもりである。

282 頁 着信電報 番号:JAW-06312 日時:15 日 13:03

受信人：外務長官 発信人：首席代表

連：JAW-06311

連号で報告した日本側の第 2 条に対する 6.14. 付案は次の通り。

「次に列挙したものを除いては、一方の締約国およびその国民の財産権利および利益として本協定署名日に他方締約国管轄下にあるものに対して、当該他方締約国は如何なる措置も取れる権利を持っており、またある一方の締約国も同日以前に発生した事由に依拠した、他方締約国およびその国民に対する自国およびその国民のすべての権利を放棄する。

イ)、一方、締約国の国民として 1945.9.2. 以前から本協定署名日まで継続して他方締約国に居住した者の財産、権利および利益(但し、本協定署名日まで各締約国が取った特別な措置の対象になったものは除外する。)

ロ)、一方、締約国およびその国民(法人を含む)の財産、権利および利益として両国および両国民間の、1945 年 8 月 15 日以後において通常の接触の結果として他方締約国管轄下に

発生した関係に根拠したもの(但し、本協定署名日まで各締約国が取った特別な措置の対象になったものを除外する)。

283 頁 着信電報 部外秘 番号:JAW-06341 日時:16 日 13:56

受信人：外務長官 発信人：首席代表

参照：国務総理、経済企画院長官、中央情報部長、青瓦台秘書室長

連：JAW-06234

1. 連号で報告した請求権および経済協力に関する会議は今日(6.16.)朝6時30分まで続いた。
2. 同会議で協定の題目、前文、第2条(請求権消滅問題) および協定に関する紛争の解決問題等を除いて、その他の事項に関してほとんどすべて合意に到達し、条文化を完了した。
3. 契約は東京に設置される使節団、または韓国政府の認可を受けた者が東京で契約に署名するようにし、契約に関する紛争の解決は行為地法による行為地の裁判管轄とすることで合意した。この問題は今までわが側が調達庁によるソウル契約を主張して来たし、日本側も一旦これに同意したものののだが、これと関連して、日本側は契約を調達庁によってソウルで締結する条件として、非公開の文書で(イ)契約の成立要件は日本の法による。(ロ) 契約の紛争解決の準拠法は日本の法による。(ハ) 契約紛争の管轄は日本の裁判所がするという、3大条件を規定することを強力に要求した。

したがって契約地をソウルにしなから以上3条件に合意するよりも、いっそ使節団契約とする方がまだましと判断され、また契約に関する入札公告、落札者決定等契約締結の署名が、前までの手続きをソウルでできるという了解もあったので、使節団による東京契約で合意した。

4. JAW-06272 で報告した請求権消滅に関する討議は、今日16日に延期された。
5. 両側は本件協定未解決問題点討議と条文化作業整理のために、今日16日ヒルトンホテルで午後4時から会談を続開することで合意した。
6. 詳細な内容は別途報告するつもりです。

285 頁 着信電報 部外秘 番号:JAW-06375 日時:17 日 11:31

受信人：外務部長官 発信人：首席代表

参照：国務総理、経済企画院長官、大統領秘書室長、中央情報部長

請求権および経済協力に関する会議報告

1. 昨16日午後9時からヒルトンホテルで続開された基礎委員会では、深夜2時まで作業を続け、請求権消滅問題(協定第2条)および紛争問題を除き、ほとんど条文化を完了した。条文化が完了した部分に対しては国文を作成している。
2. 今日の会議は午前11時30分に続開される予定である。

286 頁 番号:JAW-06394 日時:17 日 19:17 受信人：外務部長官貴下 発信人：首席代表

請求権関係協定第 2 条の請求権の解決問題に関連して、日本側は下のような案を提示して来たので報告します。

下 「第 2 条案」

次の 288 ~ 294 頁の日本語文を韓国語に訳したもののなので、訳は省略します。

極秘

第二條 (案)

(四〇・六・一七)

1215

- 1 締約国は、締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第四條(4)に規定されたものを含めて、完全に最終的に解決されたことなることをここに宣言する。
- 2 この條の規定は、次のもの（この協定の署名の日までそれぞれこの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。
  - (a) 一方の締約国の国民で、千九百四十七年八月十五日前に

この協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて、千九百四十七年八月十五日以後にかける通常の接続の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下に入ったもの

この規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日<sup>に</sup>他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくもの<sup>に</sup>関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

1216

2072

289  
800

秘極

合意議事録（案）（請求権条項関係）

（四〇・六・一七）

第二条とに関し、

- 1 「特別の措置」とは、日本国については、第二次世界大戦の終結の結果として生じた事案に対処して、千九百四十五年八月十五日以後日本国にかいて執られた戦後処理の丸めのすべての措置（千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条に基づき特別取極を考慮して執られた措置を含む。）をいう。
- 2 「居住」とは、外国人登録を行なつて居住した者をいう。

290  
88

2073

1217

## 第二條 (案)

1965. 6. 17 提案

1 両締約国は、~~この協定の締結に先~~

両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和協定の第四條に規定されたものを念めて、完全かつ最終的に解決されたことを確認する。

2 ~~この~~ 条の規定は 次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となった

1211

2067

201



ものを除く。)に影響を及ぼすものではない。

(a) ~~一時的~~ <sup>一時的</sup> ~~大韓民国~~ 国民で 千九百四十五年八月  
十五日から この協定の署名の日までの  
間に ~~日本国に~~ <sup>他方の締約</sup> 居住している者又は  
居住したことが ある者の 財産、権利  
及び 利益 並びに ~~日本国~~ <sup>両国</sup> 及び ~~その~~ <sup>両国</sup>  
国民に 対する 請求権

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、  
権利及び利益であつて <sup>千九百四十五年</sup>  
八月十五日以後に おける ~~協定の発効~~ <sup>通常の接觸の過程にお</sup>  
取得された ~~ものは~~ <sup>又は</sup> 他方の締約国の  
管轄下 に あることになつたもの

1212

2068

598

(c) 一方の締約国及びその国民の他方の  
締約国及びその国民に対する請求権で  
あって、<sup>この請求権が</sup>一九四五年八月十五日以後に  
おける、<sup>この請求権が</sup>関係に基づくもの

9 2の規定に従うことを条件として、一方の  
締約国及びその国民の財産、権利及び  
利益であつてこの協定の署名の日に  
他方の締約国に <sup>あるもので</sup> 特別措置の ✓  
対象となつたもの <sup>に対する</sup> 措置並びに  
一方の締約国及びその国民の他方の  
締約国及びその国民に対するすべての )  
請求権であつて同日以前に生じた  
事由に基づくものに関しては、いかなる  
主張もすることができないものとする。 1213

2069

## 合意記事録(案)

第二條に關し、

「特別の措置」とは、日本に對しては、第一次世界大戰の終結の結果として生じた事態に對して、千九百四十五年八月二十五日以後の日本に對して執られた戦後処理のためのすべての措置(千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本との平和條約第四條に基づく特別取極を考慮して執られた措置を含む。)をいふ。

1214

原任云々 削除

2070

204

280

295 頁 着信暗号電報 番号:JAW-06421 日時:18 日 18:12

受信人：長官 発信人：首席代表

連：JAW-06394

1. 請求権関係協定第 2 条の請求権の解決に関する条文に関して、日本側は連号で報告したような条文案を最終案だと言って、牛場審議官が直接提示して来た。
2. わが側は日本側案が若干の IMPROVEMENT はあるが、未だ幾つかの点で受諾できないことを明らかにし、交渉の進展のためにわが側の基本立場を、可能な限り日本側案に接近させた案を提示し長時間討議した。
3. 第 1 項においては初頭の「本協定の締結に関して」は、わが側案から削除することにして、一番最後は「解決されたものとなることを確認する」とすることにした。(まだサンフランシスコ平和条約 4 条(A)だけを言及するのか、4 条全般を言及するのかの対立がある)
4. しかし第 2 項(**第 2 条の間違い**)第 3 項に関しては、日本側が自分側の案を受け入れない限り討議に応じられないし、日本側案が最終立場ということを固執している。
5. 日本側案は今まで請求権対象になっていなかったわが僑胞、または在日財産に重大な影響を及ぼす恐れがあるが、日本側の立場が上記報告のように強硬なのに照らして、代表団としては日本側案を受諾できるのか、またはわが側案と対比してどの程度の修正があれば可なのか、またはわが側案を固執するのか、法的面から慎重に検討なさり、至急訓令して下さいをお願いします。
6. 以上請訓に対して今日午後 10 時まで、至急回答をお願いします。

次頁、「日本側牛場審議官が金大使に手渡す」と手書きメモがある。40.6.18の次は「夕刻」

反

極秘

1210

日牛場審議官より金大使に手交

(四〇・六・一八) 21

居住部

1905 11.21

2066

この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日まで）にせよ  
 (一) この協定の署名の日まで（この協定の署名の日まで）にせよ  
 (二) 一方の締約国の国民で、千九百四十五年八月十五日以前から  
 この協定の署名の日まで引き続き他方の締約国に居住するもの  
 の財産、権利及び利益  
 (三) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて、  
 千九百四十五年八月十五日以後における通常の換領の過程にか  
 いて取得され又は他方の締約国の管轄の下に入つたもの

2017 38

298 頁 着信電報 緊急 番号:JAW-06420 日時:18 日 18:13

受信人：長官 発信人：首席代表

連：JAW-06421

請求権協定第 2 条に関してわが側が提示した案は下の通り。

次

第 2 条(案) 1965 年 6 月 17 日提案

1. 両締約国は本協定締約によって、両締約国およびその国民(法人を含む)の財産、権利および利益と、両締約国およびその国民の間の請求権に関する問題が、1951 年 9 月 8 日サンフランシスコで署名された日本国との平和条約第 4 条に規定されたものを含み、完全にそして最終的に解決されたことを確認する。
2. 本条規定は次のこと(本協定の署名の日までに各々の締約国が取った特別な措置の対象になったものを除く)に影響を及ぼすものではない。
  - (A) 一方(●)締約国の国民として 1945 年 8 月 15 日から本協定の署名の日までの間に、他方締約国に居住したことがある者の財産、権利および利益と、両国および両国国民間の請求権。
  - (B) 一方の締約国およびその締約国国民の財産、権利および利益として、1945 年 8 月 15 日以後においての通常の接触の過程において取得し、また他方締約国の管轄下にあるものとなったもの。
  - (C) 一方の締約国およびその国民の他方締約国およびその国民に対する請求権として、1945 年 8 月 15 日以後においての通常の接触から発生した関係に起因するもの。
3. 2 の規定に従うことを条件にして、一方の締約国およびその国民の財産、権利および利益として、本協定の署名の日到他方締約国にあるものと特別措置の対象になったもの、またはならなければならないものに対する措置と、一方締約国およびその国民の他方締約国およびその国民に対するすべての請求権として、同日以前の事由に起因するものに関しては、如何なる主張もできないものとする。

合意議事録(案)

第 2 条に関して、

「特別な措置というのは、日本国に対しては第 2 次世界大戦の終結の結果として発生した事態に対処して、1945 年 8 月 15 日以後の日本国において取られた戦後処理のためのすべての措置(1951 年 9 月 8 日サンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第 4 条に依拠した特別約定を考慮して取られた措置を含む)を言う。

居住云々は削除する。

300 頁 発信電報 番号:WJA-06277 日時:18 日 23:00 受信人 : 首席代表  
対 : JAW-06421

請求権関係協定第 2 条に関しては、日本側案のままにした場合、在日僑胞を含み、わが国国民の財産権に深刻な影響を及ぼすことになることに照らして、問題が重大なので続けて強い立場を持続して下さるようお願い。 長官

301 頁 着信電報 至急 部外秘 番号:JAW-06442 日時:19 日 01:58  
受信人 : 長官 発信人 : 首席代表

1. 徹夜作業で臨んでいる韓日懸案協定全般の条文化のための当地ヒルトンホテル会談の 6.19.午前 1 時現在の現況を下のように報告します。
2. 請求権および経済協力に関して : 協定第 2 条(請求権消滅条項)に関する討議はまだ続いているが、18 日午後 10:30 から約 1 時間の間の会談で、わが側は日本側案(参照 : JAW-06394)をそのままでは到底受け入れられないことを明白にした。即ち、わが側は、日本側案の第 2 項(A)、(B)の日時が 1945.8.15.になり、第 3 項の措置の対象が制限され、合意議事録日本側案から居住に関する制限規定が解除されない限り、日本側案を受諾できないことを説明し、日本側の再考を促した。紛争に関しては再び本職が直接牛場審議官と協議している。
3. 文化財 : 協定本文および引き渡される文化財目録は完全合意されたし、私有文化財の寄贈勸奨および引き渡された後の文化財の保存、および展示に関する合意議事録(案)を折衝中である。
4. 漁業協定 : 日本側はわが側の補完事項の共同乗船および合同巡視に関する対案を提示する一方、沿岸漁業に関する一方的声明には強力に反対しているが、両側は前記 3 個項目の補完事項に関する条文化作業と討議中である。
5. 法的地位 : 未解決問題である退去強制に関連した GAP 問題の退去強制時の韓国政府の引受けに関する RECORD OF DISCUSSIONS(案)に関して、最終討議を進行しており、討議が終わり次第に条文化作業に着手するものである。

303 頁 着信電報 緊急 対外秘 番号:JAW-06450 日時:19 日 07:20  
受信人 : 外務長官 発信人 : 首席代表

写本 : 大統領、国務総理、経済企画院長官、農林長官 閣下  
交渉現況を報告します。(19 日 07:00 現在)

1. 漁業協定は有効期間を除いては、10 個の文書で構成された全協定文作成完了。  
沿岸漁業に関する補完条項作成は放棄され、相互乗船、合同巡視等、その他 7 個補完条項は全部案文の作成に成功。
2. 請求権関係文書は第 2 条案文作成だけ残して、借款契約を含み 21 個条約文作成完了した。

3. 法的地位協定は法務大臣の戦後入国者処理問題に関する声明書を含む 4 個の協定文作成が完了した。
4. 文化財協定は 4 個の文書、協定条約文作成完了。
5. したがって請求権協定第 2 条と漁業協定有効期間問題を除いては、韓日会談関連全条約文、日本語原文作成は完了し、韓国文原文を照合中である。
6. 本国から派遣された会談代表、実務者および代表部関係職員の献身的な努力で 22 日、本調印署名が確実になったことを多幸に思う。

304 頁 外務部長官宛の首席代表の手書き文

対 : WJA-06277

外務部長官 貴下

65 年 6 月 19 日

請求権協定 2 条は朝までの交渉でまだ妥結を見られません。交錯状態を打開するために、次のような妥協案を日本側に提示しようと思うので、可否を至急訓令して下さるようお願います。

妥協案 内容

1. 日本側案 2 項(a)僑胞財産に関して 47 年 8 月 15 日の日付を受諾する。  
但し、1) 合意議事録の居住に関する規定は削除する。これで 47 年 8 月 15 日以後に帰国した者で、日本で外国人登録をしなかったり、居住期間 1 年未満の者が救済され、現在日本居住中の非合法的居住者も救済対象になることができる。  
2) 合意議事録形式で 45 年 8 月 15 日から 47 年 8 月 15 日までの帰国者の財産権と利益の内、不動産(特別措置対象は除く)は日本が取る措置の対象にしないという約束を貰う。有価証券等は 8 個項目条で当然主張できるものと解釈できる。
2. 2 項の(b)通商接触開始日時は 45 年 8 月 15 日と主張を続けるが、最終的には貿易再開日(47 年 8 月 15 日)を受諾する。
3. 3 項の「措置」は特別措置の対象になったもの、またはならなければならないものを、対象を限定する文句を協定文の中に添加するように努力し、最終的に合意議事録で約束を貰う。これで将来取る措置の対象は戦後处理的な特別措置の対象だけにしたことが明確になった。
4. 合意議事録 2 項居住規定は上記 1 にしたがって削除することとする。削除不能時は外国人登録条件は削除し、1 年以上居住だけを受諾する。

首席代表



47. 8. 15 → 9월 10일 하인들 14이하

- ① 7. 8. 15 이후
  - ② 47. 8월 14일 도착
  - ③ 하인들 2인 3인 이하
  - ④ 하인들 7인 이하
  - ⑤ 11월 10일 (운동-4이하 14 계층만)
- 2 (9월) 45-47 間 3인 이하 12층 이하, 9월 중 下部층 (특히 12층 이하) 2인 이하

47  
特別措置の對象となつたものの又付  
たさへもなつたもの

14이하 階層在者

normal contact.

14 階層之 47. 8. 15 階層者-47階層者  
 等々

等々 其内中 2 階層者 12 階層者  
 2 階層者 12 階層者 12 階層者 12 階層者  
 12 階層者 12 階層者 12 階層者 12 階層者

306

2148

1293

45-47  
不詳表

秘極

全

第二條 (癸)

(四〇・六・一九)

一 締結締約國は、締結締約國及びその國民（法人を含む。）の財産、  
權利及び利益並びに締結締約國及びその國民の間の請求權に關する  
問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で締結  
された日本國との平和條約第四條に規定されたものを含めて  
完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

二 この條の規定は次のもの（この條定の署名の日までにそれぞれ  
の締結國が執つた特別の措置の對象となつたものを除く。）に影  
響を及ぼすものではない。

四 一方の締結國の國民で千九百四十七年八月十五日からこの條

1295

검토필(1966. 7. 8)

11. 25. 1965

2150

307  
42

45年  
1/25.0.12  
海子ねん

定の署名の日までの間に他方の締結国に居住したことがある者  
の財産、権利及び利益

1296

一方の締結国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千

九百四十七年八月十五日以後にかける通常の接触の過程にか

て取得され又は他方の締結国の管轄下にあることになつたもの

の規定に従うことを条件として、一方の締結国及びその国民

の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日他方の締結

国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締結国及びそ

の国民の他方の締結国及びその国民に対するすべての請求権であ

つて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる支

張もすることができないものとする。

2151

308  
No

極秘

合意議事録（案）

第二条に關し、

1. 3の「特別の措置」とは、日本國については、第二次世界大戦  
 戦時状態の終結の結果として生じた事態に對処して、千九百四十  
 五年八月十五日以後の日本國において執られた戦後処遇のため  
 すべての措置（千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市  
 で署名された日本國との平和条約第四條に基づく特別取極を考  
 慮して執られた措置を含む。）をいう。

2. 4の「居住した」とは外國人登録を行なつてその國に引續  
 き一年以上在留したことをいう。

3. 5の「措置」とは、1にいう再帰締結國及びその國民の間の關係

然るに何れかの差を以て由縁を以てはならず  
 1297の條に於ては、  
 1297の條に於ては、  
 1297の條に於ては、

1297

2152

309  
461



極秘

6.20 4AM 接見

合意事項録(案)

第二条に關し、

1. 上の「特別の措置」とは、日本国については、第二次世界大戦  
 戦況の終結の結果として生じた事態に對して、千九百四十  
 五年八月十五日以後の日本国に對して執られた戦後処置のため  
 すべての措置(千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ  
 で署名された日本国との平和条約第四條(イ)に基づく特別取極を考  
 慮して執られた措置を含む。)をいう。

2. (イ)の「居住した」とは(ロ)に掲げる期間内のいずれかの時  
 でその國に引き續き一年以上在住したことをいう。

3. 3.により今後執るべき措置は、1.にいう西條約國及びその國民

1303

2158

311  
467

の財産、権利及び利益並びに両締結国及びその国民の間の請求権  
に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの締結国の  
内措置をいう。

この条にいう「財産、権利及び利益」とは、法律上の損害に遭  
つた財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいう。

この「通常の接触」には、第二次世界大戦の戦時状態の終結  
の結果として一方の国の国民で他方の国から引き揚げたもの（支  
店関係を行なつた法人を含む。）の引揚げの時までの間の他方の  
国の国民との取引等、終戦後に生じた特殊な状態の下にかける接  
触を含むもの。

1304

2159

312  
48

313 頁 着信電報 番号:JAW-06490 日時:21 日 10:09

受信人：外務長官 発信人：首席代表

連：WJA-06277

1. 請求権協定第 2 条に関して 19 日夜および 20 日の朝、3 回にわたる日本側との会議(全通商局長官、佐藤審議官)と、今日午後の牛場審議官との交渉を通じて、本国政府の承認を条件に次のような文案に合意したので、本部承認余否を至急回電して下さい。

## 2. 重要内容

1 項平和条約 4 条(A)、4 条(B)は既に日本側が受諾し、今回協定時問題にならなかったものであり、(C)は解決方法は合意したが、完全解決はできないだろうという考慮から(A)だけを記載する。

2 項(A)在日僑胞または僑胞だった人の在日財産において、1947 年 8 月 15 日は 45 年からその時まで約 100 万名の帰還者がいるので、日本側が絶対譲歩できないものであり、強いて 1945 年にする場合には、法的地位のように継続居住する者だけを対象にするしかないと言った。したがって合意議事録日本側案の内、居住に関して外国人登録等条件を削除して、1 年以上居住を 47 年 8 月 15 日まで 1 年になる者に含むよう修正し、また 45 年から 47 年の間に帰国した者でも、日本所在不動産は実質的に影響を受けないという了解の下に 47 年 8 月 15 日を受諾することにした。

(B)項はわれわれの要求通りに日本が受諾した。合意議事録に戦後帰還者に対する規定を置いたが、これは韓・日両国に皆必要な解釈と史料される。

「取得されまたは」に対しては適切な説明を貰って原案に合意した。

2 項で請求権に引用されないのは、日本は請求権を個人の債権等でない、外交法権的な政府請求権と解釈すると言うので、個人の請求権は財産、権利および利益に含まれるという意の合意議事録を作成した。

3 項の措置に対して合意議事録にある通りに取る措置の性格を限定した。

3. 4.3 合意時の合意議事録は本協定 2 条に対する色々な合意議事録内容の一つとして挿入することにした。

表現の内、韓国側 8 個項目に属すものは請求が出来、日本側拿捕漁船関係は請求権になるものは、前者は実体財産に対する請求を含むものであり、後者は拿捕船舶に関する限り実体権は既に韓国国内法によって存在せず、日本政府の請求権だけが残っていたという解釈に根拠する。

添付物

## 第 2 条(合意案)

1. 両締約国は本協定締約によって、両締約国およびその国民(法人を含む)の財産、権利および利益と両締約国およびその国民間の請求権に関する問題が、1951 年 9 月 8 日サンフランシスコで署名された日本国との平和条約第 4 条(A)に規定されたものを含み、完全にそして最終的に解決されたことを確認する。



2. 本条の規定は次のこと(本協定の署名日までそれぞれ締約国が取った特別措置の対象になったものを除く)に影響を及ぼすものではない。
- (A) 一方締約国の国民として 1947年8月18日(15日?)から本協定の署名日までの間に、他方締約国に居住したことがある者の財産、権利および利益
  - (B) 一方締約国およびその国民の財産、権利および利益として、1945年8月18日(15日?)以後においての通常の接触の過程において取得し、または他方締約国の管轄下に入ることとなったもの。
3. 2の規定に従うことを条件にして、一方締約国およびその国民の財産、権利および利益として、本協定の署名日に他方締約国の管轄下にあるものに対する措置と、一方締約国およびその国民の他方締約国およびその国民に対するすべての請求権として、同日以前に発生した事由に起因するものに関しては、如何なる主張もできないものとする。

#### 合意議事録

協定第2条に関して

- (A) 「財産、権利および利益」というのは、法律上の根拠に依拠し、財産的価値が認定されるすべての種類の実体的権利を言うものと了解された。
- (B) 「特別措置」というのは、日本国に関しては、第2次世界大戦戦闘状態の終結の結果として発生した事態に対処して、1945年8月15日以後日本国で取られた戦後処理のためのすべての措置(1951年9月8日サンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(A)の規定に依拠する特別約定を考慮して取られた措置を含む)を言うものと了解された。
- (C) 「居住した」というのは、同条2(A)(47.8.15)に記載した期間内のある時点まで、その国家に継続して1年以上居住したことを言うものと了解された。
- (D) 「通常の接触」には、第2次世界大戦戦闘状態の終結の結果、一方国の国民として他方国から帰還した者(支店閉鎖を行った法人を含む)帰還時までの間に他方国の国民との取引等、終戦後に発生した特殊な状態下においての接触が含まれないことと了解された。
- (E) 同条3によって今後取られる「措置」は、同条1で言う両国およびその国民間の請求権に関する問題を解決するために取られる、各締約国の国内措置を言うものと意見の一致を見た。
- (F) 韓国側代表は第2次世界大戦戦闘状態の終結後、1947年8月15日前に帰国した韓国国民が日本国内に所有する不動産に対して、慎重な考慮が施されるように希望を表明し、日本側代表はこれに対して、慎重に検討するという趣旨で答弁をした。
- (G) 同条1で、完全にそして最終的に解決されたこととなる両国およびその国民の財産、権利および利益と、両国およびその国民間の請求権に関する問題には、韓日会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要項」(いわゆる8項目)の範囲に属するすべて

の請求が含まれていて、したがって同対日請求要項に関しては、如何なる主張もできなくなったことを確認した。

(H) 同条 1 で言う、完全にそして最終的に解決されたこととなる両国およびその国民の財産、権利および利益と、両国およびその国民間の請求権に関する問題には、本協定の署名日までに大韓民国による日本漁船の拿捕から発生したすべての請求権が含まれていて、したがってそのようなすべての請求権は、既に大韓民国政府に対して主張できなくなったことを確認した。

本職を始めとした現地交渉代表では上記合意案は、第 2 条妥結のために日本側と妥協できる最後の案と思料するので、受諾するよう 21 日午前中に回電願います。

317 頁 発信電報 番号: WJA-06313 日時: 21 日 11:40

受信人 : 延河亀アジア州局長、全相振通商局長

対 : JAW-06450

対号で請訓された請求権協定第 2 条案文に関しては、本国で緊急検討中だが、今日の午後にも最終指示が可能だろうから了知なさり願います。

東北アジア課長

318 頁 着信電報 緊急(部外秘) 番号: JA W -06504 日時: 21 日 13:26

受信人 : 国務総理 発信人 : 外務部長官

(参照 : 外務次官、青瓦台秘書室長、中央情報部長)

JAW-06490 号で請訓された請求権協定第 2 条、およびこれに関連した合意議事録に関しては、法務部法務局長を含む代表団の専門知識を総動員して検討した結果、わが側に満足な内容で妥結したものというので、本職としてこの文案で合意するのが適当だと思料します。

したがって文案表現に政府として別途、再交渉の指示が来ると、明日の調印が不可能だという実情を斟酌して下さるよう願います。

319 頁 着信電報 緊急(部外秘) 番号: JA W -06515 日時: 21 日 15:41

受信人 : 外務部長官 発信人 : 首席代表

請求権基本協定第 2 条に対する合意議事録案は既に報告した通りですが、同案の内次の修正を報告します。

- 1.(B)項の内、「戦後処理をするため」を「戦後処理のため」に修正。
- 2.(B)項の内、「平和条約第 4 条(A)に依拠する」を「平和条約第 4 条(A)の規定に依拠する」に修正。
- 3.(C)項の内、「その国に」を「その国家」に修正。
- 4.(D)項の内、「接触を含まないこと」を「接触が含まれないこと」と修正。

5. (E)項序頭を「同条 3 によって取られる措置は」に修正。
6. (E)項の内、「両締約国」を「両国」に修正。
7. (F)項の内、「8.15.までの間に」を「8.15.前に」に修正。
8. (F)項末尾を「検討する趣旨の答弁をした」に修正。
9. (G)項序頭を「同条 1 で言う完全にそして最終的に解決されたこと」に修正。
10. (G)項の内、「韓国の対日請求権」を「韓国の対日請求要項」に修正。
11. (H)項序頭を「同条 1 で言う」に修正。
12. (H)項末尾を「主張できなくなったことを確認した」に修正。

320 頁 着信電報 至急(部外秘) 番号: JAW -06519 日時:21 日 16:30

受信人 : 外務部長官 発信人 : 首席代表

対 : WJA-06320 号

1. 漁業協定の有効期間に関して、今日 21 日 15 時 30 分本職と牛場審議官との会議で、日本側は既に北韓沿岸漁業に関する日本側の説明内容(JAW -06507)を韓国側が受諾する条件で、協定有効期間を 5 年にし、廃棄通告があった後 1 年間効力を存続させる、日米加形態に依拠することを提議して来たので、実質的に 6 年で合意した。
2. 請求権第 2 条に関しては、今朝の外務部長官建議電文通りに決定されることを前提に、条約文作成をしています。
3. 後の残った一つの問題は上手く整理できるものと予想されます。
4. したがって以上報告を斟酌して、既に報告したように明日ある調印スケジュールを即時発表なさるよう願います。

321 頁 発信電報 緊急 番号: WJA-06335 日時:21 日 18:40

受信人 : 首席代表

対 : JAW-06519

1. 対号 1 項は、これを了承する。
2. 請求権協定第 2 条に関しては、問題の重大性に照らして現在関係部長官(省大臣)会議を開催、慎重議論中にあるので、そのようにお知りおきの上、進行させて下さるようお願い。

長官

322 頁 発信電報 緊急 番号: WJA-06339 日時:21 日 22:55

受信人 : 外務部長官、駐日大使

対 : JAW-06504

1. 対号で請訓された請求権協定第 2 条の規定に関しては、問題の重大性に照らして国務総理、李厚洛室長および関係閣僚連席下に慎重に検討した結果、下のような結論を出したので、今晚中に椎名外務大臣と会談されて、この貫徹のために最善の努力を尽くされ

るよう願います。

(イ)日本側第2条第2項の(A)に対しては、47.8.15.の代わりに45.8.15.となるようにすること。

(ロ)居住の定義を規定した合意議事録(C)を削除するようにすること。

(ハ)合意議事録(D)および(F)も削除するようにすること。

2.以上の線に沿って貴下の最善を尽くして交渉するものの、その結果と展望に関して、可能な限り早急に、遅くとも明朝8時まで報告なさるよう願います。

政府はこれに従って政府の最終方針を再訓令することでしょう。

3. 貴下の健闘と成功を望みます。

外務部次官

323 頁 着信電報 緊急(部外秘) 番号: JAW -06531 日時:22 日 02:32

受信人: 外務部次官 貴下 発信人: 長官、首席代表

対: WJA-06339.

1. 対号で訓令された請求権第2条および合意議事録に関しては、日本側としては現在の案が最終的妥協案だという立場を取っているのみならず、交渉の段階から見た時、現時点での再交渉は不可能視されます。

2.上を斟酌して明朝08:00まで、再び訓令願います。

324 頁 発信電報 大至急 番号: WJA-06344 日時:22 日 08:25

受信人: 外務部長官、首席代表

連: WJA-06339

対: JAW-06504

対号電文接受したし、貴地事情は十分に理解しますが、問題が重大なことに照らしてわが側の立場の貫徹のために、再度努力しなければならないという決定だったので、今日午前中の最短時間内に椎名外相と接触なさり、その結果を知らせて下さるよう願います。

外務部次官

325 頁 駐日代表部

駐日政 722-212

1965.6.21.

受信: 外務部長官

題目: 韓日間の諸懸案に関する条約交渉結果報告

1. 1965.2.20.ソウルで仮調印された韓日間の基本関係条約案(英文)および法的地位、漁業問題等に関する合意事項と政府訓令に従って、別添のように第7次韓日全面会談の諸懸案に関する条約および関連合意文書の条文化作業を完了し、日本政府代表団と合意に到

達したので、これを報告するので、必要な措置を至急取って下さるよう願います。

2. 前述した別添条文化部分は、現在まで日本側と合意した韓国文および日本文のテキストですが、まだ条文化作業が終わっていない限り、下の事項は確定し次第電文で報告します。

イ、基本関係条約

(1)韓国文 第3条「韓半島」

(2)日本文 第2条「もはや」、および「明らかに示されている通りに」

ロ、請求権および経済協力：

韓国文 基本協定第2条に関する合意議事録。

ハ、漁業協定：

(1)協定第10条および最終条項(協定有効期間および協定終結のための事前通告期間に関して、合意に到達できないでいるので、当該部分に関する条文化作業を完成できないでいる)

(2)漁業水域侵犯確認問題に関する一方的声明(日本側が4.3.合意事項の表現を修正することを主張しているので、条文化作業を終えないでいる)

(3)韓国文「討議記録」監察表示発給状況説明、行政指導内容としての監察表示回収措置に関する条文。

(4)前記2個項「討議記録」の文書形式未定。

(5)韓国側補完事項の沿岸漁業(現在、協商中にある)。

3. 文化財および文化協力協商付属書(引渡し品目目録)は日本側で全部漢字で印刷中であり、まだその印刷が完了してないので、これを省略します。(1965.6.19.帰任した崔光洙東北アジア課長が持参した品目目録を参照なさるよう願います。)

4. 別添条文化部分は韓日両国間で最終的に確認されたものではないので、若干の訂正が今後必要かも知れないので、参考に添言します。

有添：

1. 基本条約案(韓国文および日本文)
2. 請求権および経済協力協定案および関連合意文書(韓国文および日本文)
3. 在日韓国人の法的地位協定案および関連合意文書(韓国文および日本文)
4. 文化財および文化協力協定案および関連合意文書(韓国文および日本文)
5. 漁業協定案および関連合意文書(韓国文および日本文)
6. 大韓民国政府と日本国経済協力基金間の借款契約(韓国文および日本文)  
駐日大使 金東祚(第7次韓日全面会談 首席代表)

328 頁 発信電報 緊急 番号: WJA-06353 日時:22 日 11:45

受信人 : 外務部長官、駐日大使

対 : JAW-06531

請求権第 2 条問題に関しては、対号 貴見のように処理なさる よう願います。

外務部次官

330 頁 着信暗号電報 番号: JAW -06648 日時:28 日 16:45

受信人 : 長官(参照 経済企画院長官)

発信人 : 駐日大使

連 : jaw-06636 対 : WJA-06452

1. 対号指示に関して、既に署名された協定原本を再作成して、関係部分を削除することは、国際慣例上不可能なことと思料されます。
2. 連号で報告した内容の限度内で英文を作成する場合、現地で合意した表現は既に署名された韓日両国の表現に照らして、適切だと判断されるだけでなく、交渉経過に照らして本部の訓令通りの表現をできないものと思料します。
3. したがって既に現地で両国間で合意した表現に沿って、早急に署名するのが良いと判断するので再度建議しますから、これに関する指示を至急下していただけるよう願います。
4. 現地で合意した表現が政府として受諾できない場合には、交渉関係官は日本側との協議を中断して、明日にでも一旦帰国するのがよいものと思料することを添信します。